

## 檜葉町廃炉産業参入モデル事業者募集要項（一次公募）

### 1 趣旨

本要項は、檜葉町（以下「町」という。）が「檜葉町廃炉産業参入モデル事業」の事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するための手続き等について必要な事項を定めるものである。

### 2 事業の概要

- (1) 事業名称 檜葉町廃炉産業参入モデル事業
- (2) 事業内容 檜葉町廃炉産業参入モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に定める事業とする。
- (3) 応募業種 廃炉に係る工事、調査・管理業務、資材・物品納入業務、廃棄物処理業務、その他廃炉に必要な業務
- (4) 履行期間 協定締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 補助上限額 補助対象上限額は金10,000,000円とし、補助交付上限額は補助率1/2を乗じた金5,000,000円までとする。  
但し、この金額は交付決定額を示すものではないことに留意すること。
- (6) スキーム 

応 募 事 業 者
-----------

  
↓応募 ↑採択 ↓↑協定 ↓申請 ↑交付 ※補助率 1/2  

檜 葉 町 新 産 業 創 造 室
-------------------

### 3 事務局 〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6

檜葉町 新産業創造室 新産業創造係

電話 : 0240-23-6105 FAX : 0240-25-5564

電子メール : [souzou-n@town.naraha.lg.jp](mailto:souzou-n@town.naraha.lg.jp)

### 4 事業者選定スケジュール

- (1) 事業公告 令和3年4月1日(木)
- (2) 応募書類受付期間 令和3年4月1日(木)～5月21日(金)
- (3) 質問受付期限 令和3年4月30日(金)
- (4) 質問回答期限 令和3年5月14日(金)
- (5) 審査 令和3年5月24日(月)～28日(金)予定
- (6) 審査結果通知 令和3年5月31日(月)予定
- (7) 協定締結期間 令和3年6月1日(火)～11日(金)予定

## 5 応募等

本事業に参加を希望する者は、次により応募書類を提出すること。

応募を行った者のうち、事業採択者に対しては、応募書類等の審査後、次により審査結果を書面で通知する。

なお、期日内に協定の締結が整わない場合は、本事業に参加することはできない。

(1) 応募書類 下記書類を提出期限までに各3部(正本1部、副本2部)ずつ提出すること。

- ① 応募申請書(第1号様式)
- ② 会社概要書(第2号様式)
- ③ 事業費内訳書(第3号様式)

(2) 提出期限 令和3年5月21日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出先及び提出方法 事務局あて 持参又は書留郵便等

(4) 審査結果の通知 令和3年5月31日(月)を予定とし、採択者にのみ郵送にて通知する。

(5) 応募資格の喪失

審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本事業に参加することができないこととする。

- ① 実施要綱第4条の資格要件を満たさなくなったとき
- ② 応募書類等に虚偽の記載をしたとき

## 6 質疑応答及び説明会

(1) 質疑応答について 本事業に関する質問は、次により行うこと。

- ① 電子メールにより、質問書を提出すること。
- ② 他の方法による質問は一切受け付けない。
- ③ 質問書は第4号様式に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ④ 電子メール送付先 事務局あて、件名は「檜葉町廃炉産業参入モデル事業に係る質問」とすること。
- ⑤ 受付期限 令和3年4月30日(金) 午後5時まで(必着)
- ⑥ 回答方法 随時、本事業へ応募した者全員に電子メールにて回答する。

(2) 説明会について 本事業について説明会は開催しない。

## 7 審査

本事業に係る審査は、別添「檜葉町廃炉産業参入モデル事業者審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、応募書類及びヒアリングの内容について、公平かつ客観的な審査・評価により決定するものとする。

## 8 協定に関する事項

- (1) 審査において、選定されたモデル事業候補者のうち、審査基準の充足値によりモデル事業者を決定し、相互協力協定の締結を行う。

なお、特別な理由によりモデル事業候補者と協定締結ができない場合は、審査により付番した上位の者から順に協定内容の確認を行うものとし、最終的に協定を締結した者を事業者と決定する。

- (2) 協定書の締結

町と事業者で相互協力内容などの必要事項を確認したうえで協定書を締結する。

- (3) その他協定に関する事項

相互協力内容は、事業者提案事項を付記するなど、町と事業者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## 9 その他

- (1) 本応募に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 応募書類等の提出後の修正等は認めない。

ただし、明らかな誤りと町との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

- (3) 本応募の辞退をする場合は、書面（任意様式）で届け出ること。

- (4) 参加資格要件を満たさない者又は事業者を選定するまでの間に、実施要綱第4条の資格要件を満たさなくなった者が提出した応募書類等は、無効とする。

- (5) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。

- ① 応募書類の提出期限に遅れた者
- ② 個別ヒアリングに応じなかった者

- (6) 町が本事業に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。

- (7) 応募書類等は返却しない。

なお、提出された書類は本事業以外の用途には使用しない。

- (8) 応募書類等は原則として公開しない。

ただし、本事業選考に係る情報公開請求があった場合は、応募書類等を公開する場合がある。

- (9) 応募書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。

- (10) 募集要項等の交付に関する事項

募集要項等は、町ホームページよりダウンロードすること。

ホーム〉しごと・産業情報〉新産業〉廃炉産業参入モデル事業の実施について